

科目名	物権法	科目分類	■専門科目群 □総合科目群		
			法律学科	□必修 ■選択	
			学科	□必修 □選択	
英文表記	Law of Property	開講年次	□1年 ■2年 □3年 □4年		
		開講期間	□前期 ■後期 □通年 □集中		
ふりがな	おうもと まさき	実務家教員担当科目	○	修得単位	4単位
担当者名	應本 昌樹	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用		
授業のテーマ	物権法（主に民法第2編）の仕組みを学び、解釈上の論点について考える。				
到達目標	債権に対する物権の特徴、物権の効力や物権変動の仕組みについて、説明することができる。 物権法における主要な解釈上の論点に関し、判例・学説の状況を理解している。 物権が問題となる比較的簡易な事案について、関係法令を適用して評価することができる。				
授業概要	本科目では、私有財産制度の基底をなす所有権をはじめとした物権（担保物権を含む）について、その意義やこれを支える様々な制度、解釈上の諸問題を検討する。 主に講義形式によるが、適宜、履修者に対し、発問して、応答を求める。事例検討のほか、小テストやレポート作成などを行うことがある。				
授業計画					
第1回	ガイダンス	第17回	中間試験の講評、解説		
第2回	序論、物権の効力	第18回	用益物権①：地上権、永小作権		
第3回	物権変動総論、不動産物権変動①：序説	第19回	用益物権②：地役権、入会権		
第4回	不動産物権変動②：登記の効力	第20回	担保物権法序説、抵当権①：序説		
第5回	不動産物権変動③：177条が適用される物権変動	第21回	抵当権②：抵当権の設定、効力、侵害		
第6回	不動産物権変動④：177条の「第三者」	第22回	抵当権③：優先弁済権の実現、利用権との関係		
第7回	不動産登記制度	第23回	抵当権④：第三取得者との関係、処分と消滅		
第8回	動産物権変動①：序説、対抗要件	第24回	抵当権⑤：共同抵当、根抵当		
第9回	動産物権変動②：公信力、取引の安全	第25回	質権		
第10回	占有権	第26回	非典型担保		
第11回	所有権①：序説、土地所有権、所有権の取得	第27回	先取特権、留置権		
第12回	所有権②：共有、所有者不明土地建物	第28回	事例検討（起案）		
第13回	事例検討（起案）	第29回	事例検討（解説）		
第14回	事例検討（解説）	第30回	後半のまとめ、全体のまとめ		
第15回	前半のまとめ	第31回	期末試験		
第16回	中間試験				
授業時間外の学習	毎回、あらかじめテキストの該当箇所をよく読み、問題意識をもって授業に臨むこと(1.5時間程度)。 毎回、学習した内容をノートに整理したり、問題演習（下記参考文献・資料参照）をしたりするなどして、知識の定着を図ること(1.5時間程度)。 なお、疑問点は、授業中に質問するほか、友人間で討論したり、図書館やオフィスアワーを利用したりして、その解消に努めること。				
履修条件 受講のルール	履修条件は特に設けないが、民法総則を履修済み程度の知識があることを前提に授業を進める。 受講にあたっては積極的な問題提起や意見表明を心がけること。授業には必ず六法を持参すること。 適宜資料を配布するが、欠席した学生には資料を配布しないので、友人同士でコピーすること。				
テキスト	石田剛ほか『民法Ⅱ 物権〔第4版〕』（有斐閣）。				
参考文献・資料	六法（『ポケット六法』（有斐閣）または『デイリー六法』（三省堂）など）は必携。				

	<p>潮見佳男ほか編『民法判例百選Ⅰ [第8版]』(有斐閣)。  我妻榮『新訂 物権法(民法講義Ⅱ)』・『新訂 擔保物権法(民法講義Ⅲ)』(岩波書店)、内田貴『民法Ⅰ [第4版]』・『民法Ⅲ [第4版]』(東京大学出版会)、大村敦志『新基本民法2 物権編 [第3版]』・『新基本民法3 担保編 [第2版]』(有斐閣)。  法学検定試験委員会『法学検定試験問題集 ベーシック(初級)コース』・『法学検定試験問題集 スタンダード(中級)コース』(商事法務)。  そのほか、随時、参考文献を紹介する。</p>
成績評価の方法	<p>受講態度(小テストやレポートを含む)を20%、中間試験を40%、期末試験を40%とする。  ※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。</p>
オフィスアワー	火曜日13:00~14:30・木曜日13:00~14:30
成績評価の基準	秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	弁護士としての事件処理経験を活かし、実務上の重要性の視点から、メリハリをつけて解説していきます。
学生へのメッセージ	<p>所有権をはじめ、物権は、契約と並び、取引社会を支える重要な制度です。今日では、「所有権絶対の原則」は後退を余儀なくされていますが、物権の重要性はなお健在です。  物権の意義を理解し、その現代的課題について考えましょう!</p>